

船橋市立医療センター職員等仮設駐車場利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）職員等の仮設駐車場（以下「駐車場」という。）利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程でいう用語の定義は下記のとおりとする。

- (1) 職員等 常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員
- (2) 業務受託者等 医療センターの業務を受託した者及び医療センター内において許可を得て業務を行う者
- (3) 利用者 職員等及び業務受託者等を併せていう。

(駐車場料金)

第3条 1台1月あたりの駐車場料金は、990円（税込）とする。ただし、職員等のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員で週の勤務日数が5日に満たない者は、勤務日数に応じて減額するものとする。

2 使用料は原則として毎月21日までに当該月分を納付しなければならない。

(納付方法)

第4条 利用者は原則として第1号の方法により駐車場料金を納付する。ただし、それによりがたい場合は第2号及び第3号の方法により納付することができる。

- (1) 給料からの控除により1月分ずつ納付する。
- (2) 納付書により指定金融機関の窓口で施設管理者が指定する月分を一括して納付する。
- (3) A T M等により指定する口座へ施設管理者が指定する月分を一括して振り込む。ただし、振込手数料は利用者の負担とする。

(利用の開始・変更・終了)

第5条 利用者が駐車場の利用を開始及び変更又は終了しようとするときは、職員等にあつては様式1により、業務受託者等にあつては様式2及び様式3により、利用を開始及び変更又は終了しようとする日の前月までに施設管理者に申請しなければならない。

(利用の許可)

第6条 施設管理者は、前条による申請を受理した場合、下記の項目を審査し、すみやかに利用の許可を決定する。

- (1) 利用者が第2条に規定するものであること。
- (2) 駐車しようとする車両が駐車場施設に損傷を与えないと認められること。

(還付)

第7条 施設管理者は、駐車場料金について過納又は誤納があったときは、当該過誤納に係る金額（以下「還付金額」という。）を利用者に還付しなければならない。

2 還付金額は、利用残月数に応じた金額とする。この場合の還付金額の計算は、第11条を準用する。

(督促等)

第8条 施設管理者は、駐車場料金が納期限までに納付されないときは、利用者に対して当該納期限後20日以内に督促しなければならない。

2 督促をした日から起算して10日を経過した日までに当該督促に係る駐車場料金が納付されないときは、直ちに当該利用者の利用許可を取り消すものとする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、駐車場を利用するにあたり、施設管理者の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場の施設を損傷しないこと。
- (2) 爆発物その他の危険物を持ち込まないこと。
- (3) 騒音を発する等の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 他の車両の通行及び駐車を妨げないこと。
- (5) 施設管理者が指定した許可位置以外に駐車しないこと。
- (6) 盗難や事故防止に最大限の努力を払うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上不適当な行為をしないこと。

(利用の制限)

第10条 次に該当する場合、施設管理者は駐車位置の変更又は駐車場の利用を中止することができる。

- (1) 利用者が前条に違反したとき。
- (2) 利用者が虚偽の申請をしたとき。
- (3) 利用者が変更又は終了の届出を怠ったとき。
- (4) 利用者が駐車料金の納付を怠ったとき。
- (5) 施設管理上、駐車位置の変更又は駐車場の利用中止の必要が生じたとき。

(料金の計算方法)

第11条 利用者が利用を開始するとき、料金は暦月単位で計算する。ただし、次の場合の料金は定められた金額の半額とする。

- (1) 利用開始月の利用開始日が16日以降のとき。
- (2) 利用終了月の利用終了日が15日以前のとき。

(料金の免除)

第12条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する車両が駐車するときは、料金を免除することができる。

- (1) 事故及び災害等緊急の事態により、院長が出勤を指示又は依頼したとき。
- (2) その他院長が認めたとき。

(料金の収入)

第13条 料金は、船橋市立医療センターの収入とする。

(損害賠償)

第14条 施設管理者は、駐車場で発生した盗難及び事故についてその責めを負わない。
2 利用者は、駐車場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 この規程で定めのない事項については、施設管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

医療センター仮設駐車場利用開始・変更・終了申請及び給与天引申請書

申請者 所属 _____

職名 _____ 氏名 _____

私は、船橋市立医療センターの仮設駐車場の利用を開始・変更・終了したいので下記のとおり申請します。

また、仮設駐車場利用料金については、私の給料から控除することを承諾します。なお、利用に際しては、船橋市立医療センター職員等仮設駐車場利用規程を遵守いたします。

1. 開始変更終了日（該当するものに✓日付等を記入）

☐ 年 月 日から 利用を開始します。☐ 年 月 日から _____ を変更します。☐ 年 月 日までで 利用を終了します。

2. 車種車両番号等

メーカ－： トヨタ・ニッサン・ホンダ・マツダ・三菱・スバル・スズキ・ダイハツ・その他（ ）

車 名： _____

車 体 色： _____

ナ ン バ ー： _____
(例： 習志野 5 0 1 わ 1 2 - 3 4)

3. 連絡先

内線又はPHS： _____

本 人 携 帯： _____

管理表入力	システム入力

医療センター仮設駐車場利用（開始・継続・変更・終了）申請書

船橋市立医療センター 施設管理者 あて

申請者 住所 〒
団体名
代表者名
受託業務名

当社は、船橋市立医療センター仮設駐車場の利用について（開始・継続・変更・終了）したいので下記のとおり申請します。ついてはこれに基づき駐車場料金を（請求・還付）してください。

なお、利用にあたっては、船橋市立医療センター職員等仮設駐車場利用規程を遵守することを約束します。

記

1. 発生日 年 月 日（から開始・継続・変更・をもって終了）
2. 必要駐車場数 台分（登録車両台数 台／別紙のとおり）
3. 担当者 部署・氏名
電話番号
4. 料金合計 円
（内訳）
990円／台× 台×（ か月分／ 年 月～ 年 月）
5. 備考

以下、担当課記入

受理	年 月 日	起案	年 月 日
決裁	年 月 日	施行	年 月 日

決裁

事務局長	課長	課長補佐	係長	係員

上記申請を認め、申請どおりの金額を請求・還付してよろしいでしょうか。

(/)

年 月 日)

[illegible]